

Ver. 3. 0. 2610. 011

＜バージョンアップ概要＞

今回のバージョンアップは、主に令和8年分の年末調整の帳票対応を行いました。

＜バージョンアップ詳細＞

○年末調整手続き

1. 年末調整作成・年末調整入力

- ・扶養者の名前の登録がない場合、扶養人数として計上しないよう修正しました。

2. 扶養控除申告書

- ・令和9年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の印刷に対応しました。

＜帳票イメージ＞

[illegible]

- ・令和9年分 簡易な扶養控除申告書対応様式の印刷に対応しました。

＜帳票イメージ＞

[illegible]

3. 保険料控除申告書

- ・令和8年分 給与所得者の保険料控除申告書の印刷に対応しました。

※令和9年分については令和8年9月25日現在、国税庁HPに発表されていないため未対応です。

令和9年分の印刷指示をしても令和8年分が印刷されます。

＜帳票イメージ＞

[illegible]

4. 配偶者控除等申告書

- ・令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼

給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書の印刷に対応しました。

※令和9年分については令和8年9月25日現在、国税庁HPに発表されていないため未対応です。

令和9年分の印刷指示をしても令和8年分が印刷されます。

＜帳票イメージ＞

【所附】
00010
14140
000001

【令和8年12月年末調整用】

令和8年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 中村税務署 税務部長	給与の支払者の 氏名(氏名) 給与の支払者の 法人番号 給与の支払者の 所在地(住所) 〒18000010514438 東京都千代田区千代田3-2-2 税務部長	専任会社 システム開発 あなたとの氏名 (フリガナ) 総研 一郎 あなたとの住所 東京都千代田区千代田 受給者は千代田区千代田
-------------------------	--	---

基・配・
特・所

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

① あなたの本年分の合計所得金額の見積りの計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年分の合計所得金額の見積り (1)と(2)の合計額		

② 控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	489万円以下	884万円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	65万円以下	67万円
(3) 給与所得以外の所得の合計額	900万円以下	900万円
(4) 給与所得以外の所得の合計額	950万円以下	950万円
(5) 給与所得以外の所得の合計額	1,000万円以下	62万円
(6) 給与所得以外の所得の合計額	2,350万円以下	48万円
(7) 給与所得以外の所得の合計額	2,800万円以下	32万円
(8) 給与所得以外の所得の合計額	2,800万円以下	16万円

③ 基礎控除の額

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	489万円以下	884万円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	65万円以下	67万円
(3) 給与所得以外の所得の合計額	900万円以下	900万円
(4) 給与所得以外の所得の合計額	950万円以下	950万円
(5) 給与所得以外の所得の合計額	1,000万円以下	62万円
(6) 給与所得以外の所得の合計額	2,350万円以下	48万円
(7) 給与所得以外の所得の合計額	2,800万円以下	32万円
(8) 給与所得以外の所得の合計額	2,800万円以下	16万円

◆ 給与所得者の配偶者控除申告書 ◆

① 配偶者の氏名等

配偶者の氏名	配偶者の生年月日	配偶者の住所
総研 花子	40年12月3日	東京都千代田区千代田

② 配偶者の本年分の合計所得金額の見積りの計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年分の合計所得金額の見積り (1)と(2)の合計額		

③ 控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	489万円以下	884万円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	65万円以下	67万円
(3) 給与所得以外の所得の合計額	900万円以下	900万円
(4) 給与所得以外の所得の合計額	950万円以下	950万円
(5) 給与所得以外の所得の合計額	1,000万円以下	62万円
(6) 給与所得以外の所得の合計額	2,350万円以下	48万円
(7) 給与所得以外の所得の合計額	2,800万円以下	32万円
(8) 給与所得以外の所得の合計額	2,800万円以下	16万円

④ 配偶者控除の額

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	489万円以下	884万円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	65万円以下	67万円
(3) 給与所得以外の所得の合計額	900万円以下	900万円
(4) 給与所得以外の所得の合計額	950万円以下	950万円
(5) 給与所得以外の所得の合計額	1,000万円以下	62万円
(6) 給与所得以外の所得の合計額	2,350万円以下	48万円
(7) 給与所得以外の所得の合計額	2,800万円以下	32万円
(8) 給与所得以外の所得の合計額	2,800万円以下	16万円

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

① 特定親族の氏名等

特定親族の氏名	特定親族の生年月日	特定親族の住所
1	平成 年 月 日	円
2	平成 年 月 日	円

② 控除額の計算

特定親族の氏名	特定親族の生年月日	特定親族の住所
1	平成 年 月 日	円
2	平成 年 月 日	円

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

① あなたの本年分の所得金額の調整を受ける控除の収入金額が80万円以下の場合、記載する必要はありません。

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年分の所得金額の調整を受ける控除の収入金額が80万円以下の場合、記載する必要はありません。		

給与支払者に提供済の個人番号と相違なし

給与支払者に提供済の個人番号と相違なし

○事業所

1. 給与体系

- ・ 社保日数区分に「6:暦日または所定日数－欠勤日数」を追加しました。

算出方法は、社会保険では欠勤無しの場合は暦日、欠勤有りの場合は所定日数－欠勤日数
雇用保険では欠勤の有無にかかわらず所定日数－欠勤日数となります。

これに伴い、内部データとして基礎日数（雇用）を追加しました。

今回のバージョンアップにより過去データの基礎日数（雇用）には、既存の基礎日数（社保）が初期値としてセットされます。

6:暦日 または 所定日数－欠勤日数

※社保:欠勤無しの場合は暦日、欠勤有りの場合は所定日数－欠勤日数
※雇用:所定日数－欠勤日数

<各画面への影響について>

- ・ 給与/賞与入力

社保日数区分「6」を使用する場合、所定日数－欠勤日数の計算を行うため

予め項目定義の勤怠項目に項目種類「欠勤日数」の項目を設定しておく必要があります。

- ・ 退社情報>離職票情報、育児休暇情報>休業開始時賃金月額証明書、
介護休業情報>休業開始時賃金月額証明書情報

計算ボタンで自動表示される支払対象期間日数は以下のようになります。

【賃金データ取得区分が「0:給与」の場合】

社保日数区分「6」 : 基礎日数（雇用）

社保日数区分「6」以外 : 基礎日数（社保）

【賃金データ取得区分が「1:個人別賃金」の場合】

社保日数区分にかかわらず基礎日数（雇用）

○社員

1. 社員給与情報

- ・ 扶養者数欄のR07・R08をR08・R09に変更しました。

※今回のバージョンアップでR08の扶養者数がR09に複写されます。

<画面イメージ>

	R08	R09
年少扶養者	1	2
一般扶養者	0	1
特定扶養者	1	1

2. 項目指定一覧入力

- ・ 扶養者数の入力パターンのR07年・R08年をR08年・R09年に変更しました。

<画面イメージ>

パターン名	** 扶養者数(R08年)
	** 扶養者数(R08年)
	*1:扶養者数(R09年)
	00:住民税

3. 社員データインポート

- ・扶養者欄更新年の令和07年・令和08年を令和08年・令和09年に変更しました。

<画面イメージ>

扶養者数

☐ 令和08年以前にセットする

☒ 令和09年以前にセットする

※扶養欄の更新年をお選び下さい。

4. 社員データエクスポート

- ・項目選択の扶養人数R07・R08をR08・R09に変更しました。

5. 社員情報一覧表

- ・年少扶養数の令和7・令和8を令和8・令和9に変更しました。

<帳票イメージ>

養			
人	年少扶養者数(令和8)		1人
人	年少扶養者数(令和9)		2人

6. 個人別賃金入力

- ・入力画面に「基礎日数（雇用）」を追加しました。

7. 資格確認書回収不能届

- ・被保険者証回収不能届からの切替に対応しました。

健康保険 資格確認書 回収不能届

任意継続被保険者記入用

資格確認書を返納できない場合にご使用ください。申請書は、黒のボールペン等を使用し、楷書で枠内に丁寧に記入ください。

記入見本0123456789アイウ

被保険者情報

記号(左づめ)

番号(左づめ)

生年月日

年

月

日

記号・番号

0709

2

☒ 昭和
☐ 平成

310430

氏名

(フリガナ) マツイ ユウジロウ

松井 修三

住所

(〒 460 - 0007)

愛知

〒 460 - 0007 名古屋市中区新栄23-22

電話番号
(日中の連絡先)

TEL ()

※「電話番号(日中の連絡先)」は必ず記入してください。

回収不能の対象者

氏名	生年月日	高齢受給者証 交付 返納	資格確認書を返納できない理由
松井 智	☐ 昭和 ☒ 平成 ☐ 令和 08 年 09 月 05 日	☐ 有 ☒ 無 ☐ 有 ☒ 無	
	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日	☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無	
	☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 年 月 日	☐ 有 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 無	

備考

資格確認書を回収したときは、ただちに返納します。

令和 08 年 09 月 14 日

社会保険労務士の
提出代行者名記載欄

令和08.09.14作成 社会保険労務士 財団法人 社会保険労務士会
〒460-0003 愛知県名古屋市中区新栄 名古屋 佐々木

TEL 062
737-3891

受付日付印

全国健康保険協会
協会けんぽ

1/1